

## 個人所得課税

個人所得課税の改正ではNISAの拡充・恒久化が主要な見直しの内容になっています。

### NISAの拡充・恒久化:減税

適用期日等：令和6年1月1日以降

- 拡充・恒久化を行うため現行の一般NISA、つみたてNISAを1つにまとめる
- 1つにまとめられた制度内において、上場株式などにも投資できる成長投資枠を設ける

項目	つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	18歳以上居住者	
対象商品	一定の株式投資信託等	上場株式投資信託等
年間投資上限	120万円	240万円
	(併用可能で年間最大360万円)	
非課税限度	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)	
非課税期間	無期限	
投資期間	無期限	

※令和5年末までとなる改正前の一般NISA及びつみたてNISA制度における投資は、新制度のNISAの非課税限度額には含まれず、現行制度の取り扱いが継続される

※ジュニアNISAについては、期限をもって終了

### 特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例 【新設】:減税

適用期日等：大綱では適用期日等の具体的な明記なし

- 保有株式等を売却してスタートアップ企業に再投資する場合の優遇

#### 【投資時】

特定株式を払込みにより取得した居住者等は、その特定株式の取得価額を、その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する

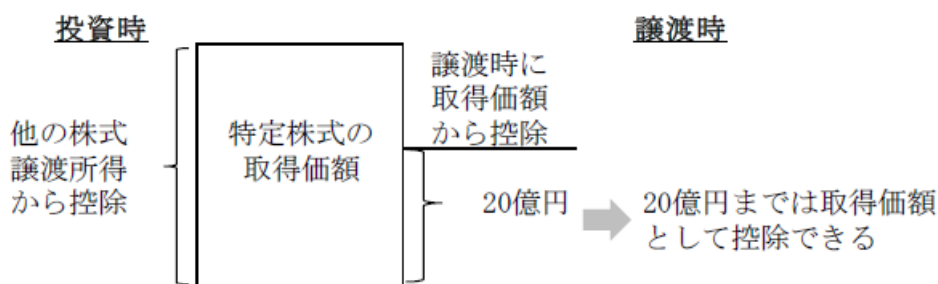
※特定株式の対象となるスタートアップ企業の要件

- ①その設立の日以後の期間が1年未満の中小企業者であること
- ②販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えること

- ③特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の100分の99を超える会社でないこと
- ④金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと
- ⑤発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が、一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと
- ⑥風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと

**【譲渡時】**

投資時に譲渡所得等の控除の適用をした特定株式の取得価額は、その取得に要した金額から投資時に控除した金額のうち20億円を超える部分の金額を控除した金額とする



**【注意点】**

エンジェル税制との選択適用となる

## エンジェル税制、ストックオプション税制の緩和:減税

適用期日等：大綱では適用期日等の具体的な明記なし

●エンジェル税制の緩和

投資時にエンジェル税制（譲渡所得の特例）の適用を受けた特定株式を譲渡した場合、その取得価額について優遇計算をする。

また、エンジェル税制（譲渡所得の特例、寄付金控除）の適用対象となる特定新規中小企業者の要件が緩和される。

●ストックオプション税制の税制適格要件の緩和

ストックオプション税制について、一定の株式会社が付与する新株予約権について、権利行使期間を付与決議の日後15年間とする。

※「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすもの

## 高所得者である富裕層に対する課税強化:増税

適用期日等：令和7年分後の所得税について適用

- 高所得者層ほど税負担率が低くなる逆転現象の是正

### 【適用要件】

(基準所得金額-3億3,000万円) × 22.5% > その年の基準所得税額

### 【課税追加額】

超える金額に相当する所得税を課す

※基準所得金額

その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額

※基準所得税額

その年分の基準所得金額に対する所得税の額

## その他

適用期日等：令和8年～令和9年にかけて適用

- 個人事業者の各種届出等の見直し

各種届出書の提出期限を「確定申告期限まで」とする記載事項の簡素化を図る。

- 源泉徴収票の提出方法等の見直し

市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等は税務署に源泉徴収票を提出したものとみなす。

- 扶養控除等申告書や保険料控除申告書の記載事項の簡略化